

「核燃料物質によって汚染された物」が盗取又は所在不明となった場合の  
法令報告での対応（案）

令和 5 年 4 月 27 日  
原子力規制庁  
原子力規制部検査グループ  
緊急事案対策室

- 各事業者によって管理している「核燃料物質によって汚染された物」の種類、管理手法及びそのリスクは多種多様であり、法令報告対象として線量等のリスクに基づくクライテリアを設定して規則や訓令に一律の記載をすることは、困難であると考えられる。
- 管理区域内の物については、持ち出しに係る管理を各社が実施している。
- 以上より、原子力施設に係る各規則（実用炉規則<sup>1</sup>、加工規則<sup>2</sup>等）の 1 号法令報告の条文に「等」を入れて「核燃料物質によって汚染された物」の盗取又は所在不明を法令報告の対象とすることは現実的ではないと考える。
- 一方で、高線量の物や大量の「汚染された物」が盗取又は所在不明となった場合で公衆の安全に影響が及ぶ可能性がある場合は、人の障害の発生のおそれ、例えば加工規則であれば第 9 条の 16 第 12 号（※各事業規則に同様の記載あり）で法令報告を受けることとし、その旨訓令に記載してはどうか。外運搬規則<sup>3</sup>についても同様の考え方を適用してはどうか。

<参考>

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号）  
（事故故障等の報告）

**第九条の十六** 法第六十二条の三の規定により、加工事業者（旧加工事業者等を含む。次条及び第十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 ～ 十一 （略）

**十二** 前各号のほか、加工施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

<sup>1</sup> 実用発電用原子炉の設置、運転等に係る規則

<sup>2</sup> 核燃料物質の加工の事業に関する規則

<sup>3</sup> 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

## 核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令）

### 第1号の内容

#### 1. 目的

加工事業所において、核物質防護の観点から、核燃料物質の盗取又は所在不明があった場合に報告を求めるものである。

#### 2. 運用上の留意点

- ①核燃料物質の加工の過程において、核燃料物質計量管理区域ごとの入量及び出量から想定される在庫量と当該区域の実在庫量とに有意な差が生じた場合には、計量管理上の合理的な評価によって説明できる場合を除き、量又は種類のいかんを問わず、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたものとして本号の対象となる。
- ②本号の対象は、加工規則に係るものに限る。例えば、加工施設で使用する核燃料物質であっても、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）に係る核燃料物質として許可を得ているものについて盗取又は所在不明が生じた場合は、使用規則の適用を受けることから、本号の適用を受けない。

### 第12号の内容

#### 1. 目的

加工施設が原因で人の障害が発生した場合は、その原因究明及び再発防止対策の検討を行うことが必要であることから、報告を求めるものである。

#### 2. 語句・文章の解釈

- ①「加工施設に関し」：加工施設の故障など加工施設が障害の直接の原因となった場合のことをいう。  
（参考）加工施設内において発生した事象であっても、点検・工事等のための作業用機器や仮設機器・設備等が原因で障害が発生した場合、障害の主な原因が障害を負った者の故意や過失である場合、あるいは病気の発生等によるものである場合は、本号の対象とはならない。
- ②「障害」：放射線障害、落下障害、熱的障害、酸欠障害等をいう。
- ③「入院治療」：専ら治療のために入院することをいい、検査のための入院は「入院治療」には該当しない